

売春防止法制定 60 周年

— 売春防止法体制改変への視点 —

十文字学園女子大学 片居木 英人 (会員番号 001716)

キーワード：売春防止法・売買春問題・婦人保護事業

1. 研究目的

売春防止法は 1956 年成立、翌年施行、1958 年全面施行された。2016 年の今年、売春防止法は制定 60 周年を迎えた。ただし、1972 年までアメリカの占領統治下にあった沖縄の売買春問題については、売春防止法適用外に置かれたという状況があり、「基地売買春」「軍隊と性暴力」という視角から検証の必要があることは改めて指摘するまでもない。

筆者は昨年、本学会第 63 回秋季大会、女性福祉・ジェンダー分科会において『『婦人保護をめぐる二元的法体制』論—男女共同参画法体制と売春防止法体制：婦人保護事業の不明確な法的位置—』というテーマで口頭発表を行った。その際、婦人保護をめぐる二元的法体制、すなわち男女共同参画法体制と売春防止法体制という乖離的二元の法構造のなかで売春防止法に基づく婦人保護事業が、DV 防止法を根拠とする婦人保護事業活用という法作用により混乱させられている現況につき問題点を衝いた。売春防止法の婦人保護事業の公共性はあくまで「要保護女子（性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子）の保護更生」である。対して、DV 防止法の婦人保護事業の公共性は「暴力被害女性の保護・自立支援」であり、必ずしも売春ケース（本来ケース）に焦点化されるものではない。さらに、婦人保護行政内部で通用する「通知」—通達行政—による拡大解釈は「家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者」にまで婦人保護事業の対象を広げ、その「公共性」を不明確にさせている。

今回の報告は「婦人保護をめぐる二元的法体制」の矛盾的併存への問題認識をもち、とくに売春防止法体制の中核にある売春防止法の目的それ自体に的を絞り、差別性を残存させる本法の婦人保護事業の制度的問題点を明らかにすることを目的とし、「売春防止法 60 年」という節目から、またその歴史的歩みを進める人権保障型の売春防止法体制改変へむけた立法政策の展望の一助とするものである。

2. 研究の視点および方法

売春防止法の目的を検証し、婦人保護事業に残存する差別性を論証するという研究の視点と方法をとることにする。

売春防止法は、その法目的のなかに相反する二つの原理を内包している。「売春が人としての尊厳を害し、」（同 1 条）、それゆえに「何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。」（同 3 条）とする法旨からは「人間の尊厳原理」（＝尊厳原理）を確認することができる。しかし一方、同 1 条は「売春が…性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、…性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対す

る補導処分及び保護更生の措置を講ずる」とも規定しており、ここからは「性秩序原理」を析出し得る。この二つの乖離的原理が一つの条文に併存しているのである（筆者「売春防止法40年の理論的到達点と問題点—尊厳原理・性秩序原理分離論の意義と展開—」日本社会福祉学会第44回全国大会報告要旨集、女性福祉分科会報告、1996年を参照のこと）。尊厳原理は人権保障性を指向するものであるが、性秩序原理は向権力的保護更生性・補導性を有する。婦人保護事業は尊厳原理に立脚しながらも性秩序原理に強く引力され、展開される性質を帯びてきたといえるだろう。

旧婦人保護事業実施要領（1963年3月19日、各都道府県知事あて厚生事務次官通知）はその第1「婦人保護事業の目的」として、「婦人保護事業は、売春防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ることを目的として、社会環境の浄化等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導及び収容保護を行うものであること。」と定めていた。「転落の未然防止」「保護更生」「社会環境の浄化」「指導」「収容保護」というキーワードも、売春防止法の婦人保護事業が性秩序原理に引き寄せられてきた証左の一つと指摘できる。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会「研究倫理指針」、第2「指針内容」、A「引用」項目1~4の遵守。

4. 研究結果

婦人保護事業は、売春防止法が規定する要保護女子（性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子）の保護更生を担う役割をもって、売春防止法体制の中核的な社会福祉事業として始動したものである。貧困を起因とする強制売春のなかにある女性たちを第一に「保護・救済」し、脱売春の方向で、ときに補導処分という権力的作用をもって「保護・更生」させるという対応は、その時代精神や生活背景を考えると、一定の意義をもっていったものと評価できよう。しかし、法制定から60年、売春防止法には基本的に何ら変更が加えられていない。売春防止法体制改変の根本は一点、売春防止法における二つの乖離的原理の「同居」・併存の解消にあるといっても過言ではない。尊厳原理は個人的法益の確保として社会福祉法的な支援主義の価値をもち、性秩序原理は社会的法益の維持として刑罰的処罰主義と親近性を有する。異なる原理の二者分離が必要不可欠な改変的条件である。

5. 考察

売春防止法体制の改変へ向けた法的取組みは、売春防止法を性売買取締法として刑法体系のなかに位置づけ、性売買被害女性への人権回復支援は、新たな女性福祉法（仮称）のなかの「性的自立・生活支援事業」が固有の専門部署をもって対応するよう、法改正の立法政策をめざすということである。また、尊厳原理と性秩序原理を分離させ—性秩序原理そのものの憲法視点からの人権論的考察が必要不可欠であるが—、同時に「尊厳原理」から売買春の本質へ迫り、売買春存在の現実態や背景を見据え、売買春への誘引を防御する実践的意味においても有効な理論構築という、「難題」に挑んでいくことも求められている。